

令和8年度個人情報保護委員会調達改善計画

令和8年3月27日
個人情報保護委員会

本計画について、「調達改善の取組の推進について」（令和8年1月27日行政改革推進本部決定）及び「調達改善の取組の強化について（調達改善の取組指針の策定）」（平成27年1月26日行政改革推進会議取りまとめ）を踏まえ、以下のとおり策定する。

第1 重点的に調達改善に取り組む分野、調達改善の取組内容、調達改善の目標

ア. 調達の現状分析

個人情報保護委員会の令和6年度調達状況は、表1から表5までのようになっており、令和6年度の少額随意契約を除く契約件数は56件、契約金額は3,100百万円である。（※）

そのうち競争性のある契約は47件、契約金額は2,733百万円であり、競争性のない随意契約は9件、契約金額は367百万円である。

※ 令和5年度における少額随意契約を除く契約件数は44件、契約金額918百万円であり、令和6年度における少額随意契約を除く契約件数及び契約金額は、ともに増加している。その要因は、情報システムの契約の増加によるものであり、令和5年度における契約件数は6件、契約金額は137百万円であったのに対し、令和6年度における契約件数は13件、契約金額は2,033百万円であった。

表1 ※1 ※2 令和6年度個人情報保護委員会における調達の契約種別（単位：件、百万円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約※3	43	76.8%	2,732	88.1%
	最低価格落札方式	28	50.0% ※4	1,485	47.9% ※4
	うち一般競争契約	(28)	-	(1,485)	-
	うち指名競争契約	(0)	-	(0)	-
	総合評価落札方式	15	26.8% ※4	1,247	40.2% ※4
	うち一般競争契約	(15)	-	(1,247)	-
	うち指名競争契約	(0)	-	(0)	-
	企画競争による随意契約	0	0.0%	0	0.0%
	公募による随意契約※5	4	7.1%	1	0.0%
	不落・不調による随意契約	0	0.0%	0	0.0%
小計	47	83.9%	2,733	88.2%	
競争性のない随意契約※6	9	16.1%	367	11.8%	
合計	56	100.0%	3,100	100.0%	

※1 令和6年度末自己評価の「契約種別規模に係る計数」及び「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 競争契約とは、一般競争契約及び指名競争契約をいう。以下表2、表4及び表5について同じ。

※4 競争契約に占める、最低価格落札方式又は総合評価落札方式の契約件数及び契約金額の割合である。

※5 デジタルマーケットプレイスを用いた調達に応札者が1者であった場合の随意契約については、「競争性のある契約」のうち「公募による随意契約」に分類する。

※6 「競争性のない随意契約」は随意契約(少額随意契約は含まない)から、①企画競争によるもの、②公募を実施したもの、③不落・不調によるもの、を除いたものとしている。

表2※1※2 令和6年度個人情報保護委員会における調達の状況(単位:件、百万円)

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約 (最低価格落札方式)	11	1,265	17	220	28	1,485
割合	39.3%	85.2%	60.7%	14.8%	100.0%	100.0%
うち一般競争契約	(11)	(1,265)	(17)	(220)	(28)	(1,485)
うち指名競争契約	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
競争契約 (総合評価落札方式)	5	811	10	435	15	1,246
割合	33.3%	65.1%	66.7%	34.9%	100.0%	100.0%
うち一般競争契約	(5)	(811)	(10)	(435)	(15)	(1,246)
うち指名競争契約	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
企画競争による 随意契約	0	0	0	0	0	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
公募による 随意契約※3	0	0	-	-	0	0
割合	0.0%	0.0%	-	-	0.0%	0.0%

※1 令和6年度末自己評価の「応札状況に係る計数」に基づき分類。

※2 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※3 表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について(平成18年財計第2017号)」1.(2)②ホ(イ)及びへ』にある「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申込みがあった場合には、全ての者と契約するもの」(タクシーチケット供給業務等の複数者との契約を前提としているもの)については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

表3※1 令和6年度個人情報保護委員会における調達経費の内訳（単位：件、百万円）

		契約件数	契約金額
公共 工事等	公共工事 (A)	0	0
	割合 (A/J)	0.0%	0.0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%
	小計	0	0
物品 役務等	情報システム (D)	13	2,033
	割合 (D/J)	23.2%	65.6%
	電力 (E)	0	0
	割合 (E/J)	0.0%	0.0%
	ガス (F)	0	0
	割合 (F/J)	0.0%	0.0%
	調査研究 (G)	5	46
	割合 (G/J)	8.9%	1.5%
	競争的資金による研究 (H)	0	0
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%
	その他 (I)	38	1,021
	割合 (I/J)	67.9%	32.9%
	小計	56	3,100
合計 (J)	56	3,100	

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 個人情報保護委員会は、地方支分部局を有していない。

表 4 ※1※2 令和 6 年度個人情報保護委員会における競争契約における調達経費の内訳
(単位：件、百万円)

		契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	0	0
	割合 (A/J)	0.0%	0.0%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	0	0
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%
	小計	0	0
物品役務等	情報システム (D)	12	2,016
	割合 (D/J)	27.9%	73.8%
	電力 (E)	0	0
	割合 (E/J)	0.0%	0.0%
	ガス (F)	0	0
	割合 (F/J)	0.0%	0.0%
	調査研究 (G)	5	46
	割合 (G/J)	11.6%	1.7%
	競争的資金による研究 (H)	0	0
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%
	その他 (I)	26	670
	割合 (I/J)	60.5%	24.5%
	小計	43	2,732
合計 (J)	43	2,732	

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表4の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

※3 個人情報保護委員会は、地方支分部局を有していない。

表5※1※2 令和6年度個人情報保護委員会における競争契約における一者応札に係る
調達経費の内訳（単位：件、百万円）

		契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	0	0
	割合 (A/J)	0.0%	0.0%
	公共工事に係る調 査及び設計業務等 (B)	0	0
	割合 (B/J)	0.0%	0.0%
	小計	0	0
物品 役務 等	情報システム (D)	11	2,001
	割合 (D/J)	68.8%	96.4%
	電力 (E)	0	0
	割合 (E/J)	0.0%	0.0%
	ガス (F)	0	0
	割合 (F/J)	0.0%	0.0%
	調査研究 (G)	0	0
	割合 (G/J)	0.0%	0.0%
	競争的資金による 研究 (H)	0	0
	割合 (H/J)	0.0%	0.0%
	その他 (I)	5	75
	割合 (I/J)	31.3%	3.6%
	小計	16	2,076
合計 (J)	16	2,076	

※1 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

※2 表5の内訳区分は、表3の内訳区分と同様とする。

※3 個人情報保護委員会は、地方支分部局を有していない。

イ. 重点的な取組、共通的な取組

様式 1 参照

ウ. その他の取組

様式 2 参照

第 2 自己評価の実施方法

年度終了後、本計画の実施状況（実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等）について自己評価を行い、その結果をホームページにおいて公表する。また、上半期（令和 8 年 4～9 月）終了後、年度途中における自主点検を行う。

これらの自己評価の結果及び年度途中における自主点検の結果は、その後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

第 3 調達改善の推進体制等

ア. 推進体制の構成

「個人情報保護委員会調達改善推進チーム」を設置し、調達改善を推進するための体制を次のようにする。

総括責任者	事務局次長
副総括責任者	総務課長
メンバー	総務課企画官（人事・給与、会計担当） 総務課課長補佐（総括担当） 総務課課長補佐（会計担当）
事務局	総務課会計担当

推進チームによる会合は必要に応じて開催するものとし、事務局は、年度終了時期を目安に進捗状況を推進チームへ報告する。

また、取組の推進に当たっては、個人情報保護委員会入札等監視委員会（兼政策評価・行政事業レビュー外部有識者会合）各有識者の意見を活用する。

以上

重点的な取組、共通的な取組

令和8年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度※1	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○		一者応札の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・入札説明書等を取り寄せたが応札しなかった者からの意見聴取を行う。 ・聴取した意見を基に原因を分析し、次回以降の調達に活用する。 ・財・サービスの特性により供給者が特定一者であるものについては、競争入札の有効性等を慎重に検討し、場合によっては随意契約として条件、価格等に関する交渉を実施する。 ・事業者への積極的な声掛けを実施する。 ・未執行案件を把握して、早期執行に努める。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早めるとともに公告期間を十分に確保する。 	表2において、一者応札が複数あり、原因分析による改善の効果が大きいと考えられたため。	A	H29	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の作業体制の資格要件が過大になっていないか等、要件緩和を図る。 ・全ての一者応札について原因分析を行い、各調達において、その内容等の見直し、事後の検証を行うとともに、その結果を踏まえた改善や調達手法の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。 	R9年3月まで
○		一者応札の改善 (経常的な一者応札)	<ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間を通じて一者応札となった案件については、経常的な一者応札案件とみなし、ヒアリング等を通じて、個別具体的に着目・分析することにより改善を図る。また、個別案件ごとに要因分析を記載した一者応札案件の一覧の作成等を行い、把握に努める。 ・以前に一者応札となった案件については仕様書の要件を緩和するなどの対応を検討し、参加可能な事業者の範囲を拡大する。 ・事業者への積極的な声掛けを実施する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早めるとともに公告期間を十分に確保する。 	経常的な一者応札案件について、個別具体的に要因分析等を行うことにより、改善の効果が大きく見込まれるため。	A	R2	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の作業体制の資格要件が過大になっていないか等、要件緩和を図る。 ・経常的な一者応札案件について個別に案件を抽出し、分析等を行い調達手法等の見直しを図る。 ・業務の必要性を検証し、仕様書の内容を見直す。 	R9年3月まで
○		一者応札の改善 (情報システムに関する調達の改善)	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の内容や契約方法の見直しに加え、事業内容の見直しを行うことにより、競争性のある事業への改善を図る。 ・一者応札になった案件については、事業者よりヒアリングを行うことで原因を分析する。 ・業者への積極的な声掛けを実施する。 ・年度末の繁忙期を避けるため、入札公告の開始を早めるとともに公告期間を十分に確保する。 	令和6年度において、情報システムに関する契約案件12件のうち、11件(92%)が一者応札であり、改善の効果が大きく見込まれるため。	A	H31	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書の作業体制の資格要件が過大になっていないか等、要件緩和を図る。 ・より詳細な情報提供に努める。 	R9年3月まで
○		随意契約の事前審査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・競争性のない随意契約については、原則として個人情報保護委員会に設置している随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。 	競争性のない随意契約については、その妥当性を精査し、適否等について十分に確認する必要があるため。	A	H29	競争性のない随意契約については、随意契約審査委員会において、契約の適否等について事前の審査を実施する。	R9年3月まで
○		調達における公告期間の確保の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・公表・公告期間を30日以上確保(総合評価落札方式) 	事業者への時間的配慮を行うことにより、入札者数の増加を図り、競争性を向上させるため。	A	H31	調達実施の検討段階において、30日以上公告期間の確保の有無を事前に確認する。	R9年3月まで
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札案件については、各担当企画官等がセルフチェックリストに基づいてその要因分析、次回調達時の改善策の検討を行う。 ・要因分析、改善策、改善策を実行した結果を一覧化して、データベース化(共有化)することにより、更なる改善に努める。 ・外部有識者による重点的な審査を行い、指摘事項について改善案を作成・実行する。 ・創業10年未満の中小企業からの調達を拡充する。 		A	H30	<ul style="list-style-type: none"> ・一者応札案件について、要因分析、改善策の検討、改善策を実行した結果を一覧化し、以降の調達時の検討に活用する。 ・少額随契において創業10年未満の中小企業から見積依頼を実施するとともに、該当企業に対して入札への声掛けを行う。 	R9年3月まで
○		調達事務のデジタル化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・電子調達システムによる電子入札の更なる促進を図るため、紙での入札を希望する事業者に対して、電子入札への移行を勧奨する。 ・電子入札により落札した事業者に対しては、原則として電子契約で対応可能を確認する。 ・電子調達システムを導入していない事業者に対して、導入をしていない理由を確認する。 ・見積書や請書等の徴取に当たっては、押印を省略して電子メールで提出するよう事業者に対して呼びかけを行う。 ・AIを調達事務に係る文書の作成や事業者の選定に活用する。 		A	R4	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の電子入札率・電子契約率を上回ることを目標とする。 ・押印を省略した見積書や請書等の推進を図る。 ・AIを活用し、調達事務の効率化・簡素化を推進することにより、事務の負担軽減と処理の迅速化を図る。 	R9年3月まで

●電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(1政府調達(公共事業を除く)手続の電子化推進省庁連絡会議専門部会(第63回)及びシステム設計WG(第84回会合)(令和7年10月30日デジタル庁)。

電子入札率＝電子入札実施案件数÷開札案件数
 ・電子入札実施案件数：開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が少なくとも1社存在する開札案件数。(随意契約は含まず。)
 ・開札案件数：調達実施申請が完了し、入札対象となった案件のうち、電子調達システムにおいて開札が執行された案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(入札案件)＝(電子契約案件数(入札案件)÷請書省略案件数(入札案件))÷開札案件数
 ・電子契約案件数(入札案件)：契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」で実施した案件数。(随意契約は含まず。)
 ・請書省略案件数(入札案件)：契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。(随意契約は含まず。)
 電子契約率(全案件)＝(電子契約案件数÷請書省略案件数＋少額物品調達案件数)÷(調達実施申請件数＋少額物品調達案件数)
 ・請書省略案件数：契約確定件数のうち、「請書省略」とした案件数。
 ・少額物品調達案件数：少額物品調達業務において契約締結となった案件数。
 ・調達実施申請件数：調達実施案件登録で調達実施申請案件を作成し、決裁まで完了した案件数。(一時保存状態の案件数は含まず。)
 ※電子契約率(全案件)は、電子調達システムに登録せず、入札から契約までが紙のみで完了する案件は対象外であり、GEPs(少額物品調達業務も含む)を用いて契約した案件が対象である。
 ※年度をまたいで入札・契約が行われる案件がある際などに、電子入札率・電子契約率が100%を超える場合がある。(例：3月に入札公示、4月に開札の案件)

※1 難易度
 A+：効果的な取組
 A：発展的な取組
 B：標準的な取組

その他の取組

調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<p>契約の事後検証の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護委員会が行う全ての契約について、少なくとも年度内に2回、調達方法、調達手続の過程、契約の内容等について外部有識者による検証を実施する。 ・契約における外部有識者からの意見を聴取し、次回以降の調達に反映させる。 	継続
<p>汎用的な物品・役務における内閣府本府等との共同調達等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的な物品・役務における内閣府本府等との共同調達については、既にその大部分で実施しているところ、前年度までに実施した品目を継続して実施するとともに、引き続き、内閣府本府等との共同調達の拡大及び品目の増加に努める。 	継続
<p>オープンカウンター方式の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少額の随意契約を行う案件について、オープンカウンター方式により調達の競争性、公平性の確保を図る。 	継続